

品質管理システム概要書(2021年10月18日現在)

監査事務所名 和泉監査法人

代表者名 松藤 雅明

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者とする。

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当監査法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負う。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則(以下「倫理規則」という。)第2条に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定める。

監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、専門職員がこれを遵守していることを確かめなければならない。

(2) 独立性

当監査法人は、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定める。

① 独立性に及ぼす影響の評価を法人全体として行えるように、監査責任者及び非監査業務の業務執行責任者は、業務契約に関する情報を当監査法人に提供させている。また専門要員は、独立性を阻害する要因となる状況や関係に気が付いた場合は、速やかに品質管理担当責任者に報告しなければならない。

② 全ての専門要員及び専門職員に対して、倫理委員会報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」を提出させて、監査における独立性が保持されていることを確かめなければならない。

(3) ローテーションの方針及び手続

日本公認会計士協会が定める「倫理規則」及び「独立性に関する指針」を遵守し、大会社等の監査を担当する業務執行社員のローテーション・ルールは、継続監査期間7年、インターバル期間は筆頭業務執行責任者5年、それ以外の業務執行責任者2年、審査担当者3年とする。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新に関する方針及び手続を、以下のように定める。

(1) 以下のすべての条件を満たす場合にのみ、契約の新規の締結及び更新を行う。

- ① 当監査法人が、監査時間及び人的資源などの、業務を実施するための適正及び能力を有していること。
- ② 当監査法人が、関連する職業倫理に関する規定を順守できること。
- ③ 当監査法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

(2) 当監査法人は、契約の新規の締結又は更新を行うかどうかを判断する場合、それぞれの状況において必要と考えられる情報を入手し、当監査法人の規模及び組織、その監査業務に適した能力・経験を有する監査従事者の確保並びに経営者の誠実性等を十分に考慮し、契約リスクの高低を検討し、受嘱の可否を判断する。

(不正リスクへの対応)

(1) 当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定める。

- ① 不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。
- ② 新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

(2) 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、前項に記載されている手続が適切に行われていることを確かめなければならない。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 当監査法人は、監査業務を実施するために必要とされる適正、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するために、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の規定を定めることとする。

(2) 専門要員を採用する場合には、採用予定者と面接を行い、監査に関する必要な知識があり、当監査法人の規定を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用する。

(3) 教育・訓練については、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの必要性を強調し、必要な研修の機会を提供するとともに、毎年、日本公認会計士協会発行のCPE履修結果通知書の写しを提出させ、継続的専門研修制度で定める必要な単位を取得していることを確かめている。

(4) 評価については、社員会にて、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理を遵守することを正当に評価している。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがある。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含める。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負う。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

監査上の問題点等の重要度に応じて審査制度を基本とした専門的な見解の問合わせを行う方針と手続を整備し運用するものとし、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合わせを実施する。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査チームが前項の手続を適切に実施する責任を負う。

(3) 審査の方針及び手続

原則として、全ての監査業務について、監査計画及び監査意見の形成のための監査業務に係る審査を行い、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針である。また、審査担当者は、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有するものであることを必要とし、当監査法人の社員であり、かつ5年以上の監査経験を有する者を選任している。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならない。

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査において検討され評価される事項には、例えば、以下の事項が含まれる。

イ. 修正後の監査の基本的な方針と詳細な監査計画の内容

ロ. 監査上の判断、特に重要性及び重要な虚偽表示の発生可能性に関して行った判断

ハ. リスク対応手続の種類、時期及び範囲

ニ. 入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか

ホ. 専門的な見解の問合せの要否及びその結論

ヘ. 不正による重要な虚偽表示の疑義に関する監査調書には、実施した手続とその結論が適切に記載されているかどうか

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違が生じるおそれのある事項を認識した場合には、適時に審査担当者に事前相談を行う。監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合は、品質管理担当責任者に報告され、適切な専門的な知識及び経験等を有する専門的な見解の問合せを行い、最終的には社員会により解決されることとする。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を次のとおり定める。

① 監査ファイルは、原則として監査報告書ごとにまとめ、最終的な整理は監査報告書日から 60 日以内とする。

- ② 監査証書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性等を確保する。
- ③ 監査調書は10年間保存することとする。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定める。

上記プロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価を含める。この評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的な検証を含める。

当監査法人は、品質管理のシステムの監視のうち、定期的な検証を行う担当者を選任する場合には、その監査業務の実施及び審査に関与しない者を選任することとする。また、選任された者に対して、当監査法人の方針及び手続に従って、定期的な検証を行うことを求める。

- ① 日常的監視は、新たに公表された法令等の品質管理システムへの反映の状況、独立性の保持のための方針及び手続の遵守についての確認状況、継続的な職業的専門家としての能力開発状況、契約の新規の締結及び更新状況等を対象とする。
- ② 定期的な検証は、循環的に実施し、検証のサイクルは通常3年を超えない期間とする。

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、以下に掲げる項目が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

イ. 監査契約の新規の締結及び更新

ロ. 不正に関する教育・訓練

ハ. 業務の実施（監督及び査閲、当監査法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）

ニ. 監査事務所間の引継

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが以下のいずれかに該当するかを判断する。

- ① 監査業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例

② 速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備

品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達し、是正措置を実施しなければならない。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、以下の事項に関して、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定める。この方針及び手続の一部として、当監査法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定める。

- ① 当監査法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
- ② 当監査法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- ③ 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

(不正リスクへの対応)

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を、以下のように定める。

- ① 不正リスクに関連して当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付ける。
- ② 当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。
- ③ 監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査事務所の引継ぎは、監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」に準拠して行うものとする。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならない。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、原則として共同監査は行わない方針とする。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項なし

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。